

「係官の評価前に出荷したい商品の 税額保証の要件についての 個別物品税局布告」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

●係官の評価前に工業事業者が工場もしくは保税倉庫から出荷したい商品の税額保証の要件についての個別物品税局布告

(前文省略)

第1項

納税しなければならない税額に係る問題がある場合、工業事業者が係官の評価前に工場もしくは保税倉庫から商品を出荷したいのであれば、工場もしくは保税倉庫が所在する土地の個別物品税務署に、工業事業者は当該商品の納税とともに納税報告書を提出すると同時に、その商品について納税しなければならない全税額に達するまで保証として追加額を納める、あるいはその商品について追加納税しなければならない税額に引き合う保証金額を有するタイの法律により登記された商業銀行の保証書を差し出す。

第2項

工場もしくは保税倉庫が所在する土地の個別物品税務署は、本布告末尾の書式に従い、各月の仏暦二五二七年個別物品税法令の第八四条に基づく工業事業者の保証金もしくは商業銀行の保証書をまとめ、個別物品税局のウェブサイト <http://www.excise.go.th>、インターネット・ネットワークを通じて徴税管理事務所へ報告する。

第3項

工場もしくは保税倉庫が所在する土地の個別物品税務署は自己の部署に預託された保証金もしくは銀行保証書を保管する義務を有し、権限を有する部署が評価した上で工業事業者に納税された税額の追加納税を通知した時、その土地の個別物品税務署は当該保証金もしくは銀行保証書から追加分の税を徴収する。保証金もしくは銀行保証が追加納税額に満たない場合は、工業事業者に全額払い込むよう通知する。保証金もしくは銀行保証が追加納税額を上回っている場合は、遅滞なく工業事業者に上回っている部分について返還する。ここに仏暦二五四三年公務機関出納金規則（第二版）により改定増補された仏暦二五二〇年公務機関出納金規則に従う。

第4項

本布告は布告日の翌日から施行する。

仏暦二五四八年四月一日布告

(おわり)